

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月9日提出
【計算期間】	第24期(自 2019年1月16日至 2019年7月16日)
【ファンド名】	野村R A F I （R）日本株投信
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目1 2 番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

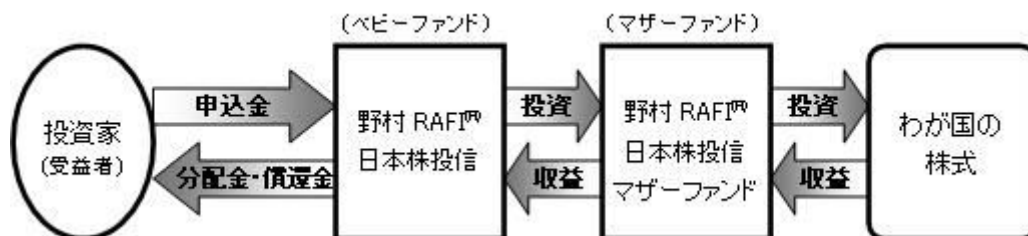
- ◆わが国の株式を実質的な主要投資対象^{※1}とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ◆ファンダメンタル・インデックス構成手法^{※2}を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構築することを基本とします。
- ◆株式の実質組入比率は高位を基本とします。

※1 ファンドは、「野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2019年10月現在、リサーチ・アフィリエイツ社が知的所有権を申請中です。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要』をご参照ください。

※ファンドは、マザーファンドのほかに、直接株式等に投資する場合があります。

※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村RAFI^(R) 日本株投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産による区分〕

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とす

る旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組

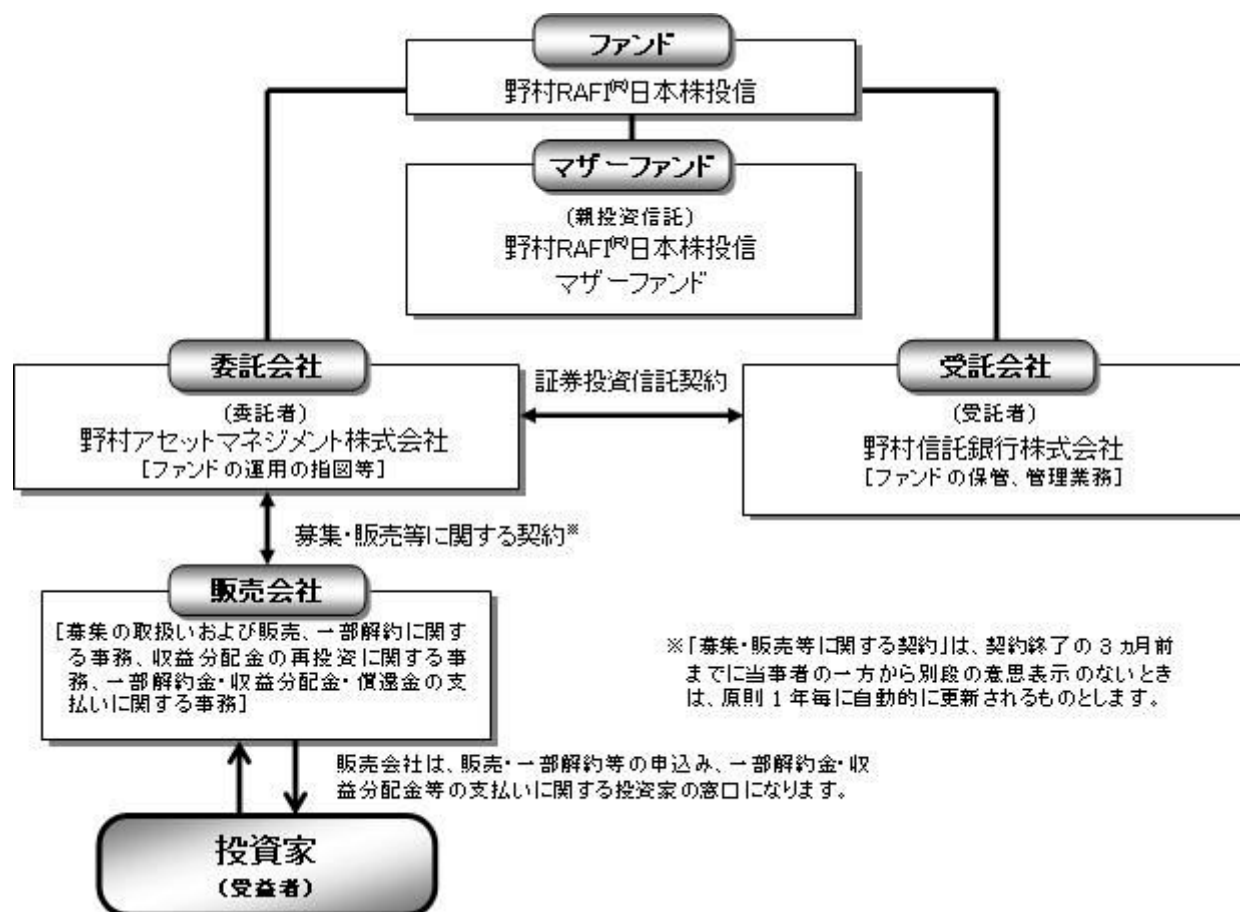
みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2007年5月30日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】



■委託会社の概況(2019年8月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

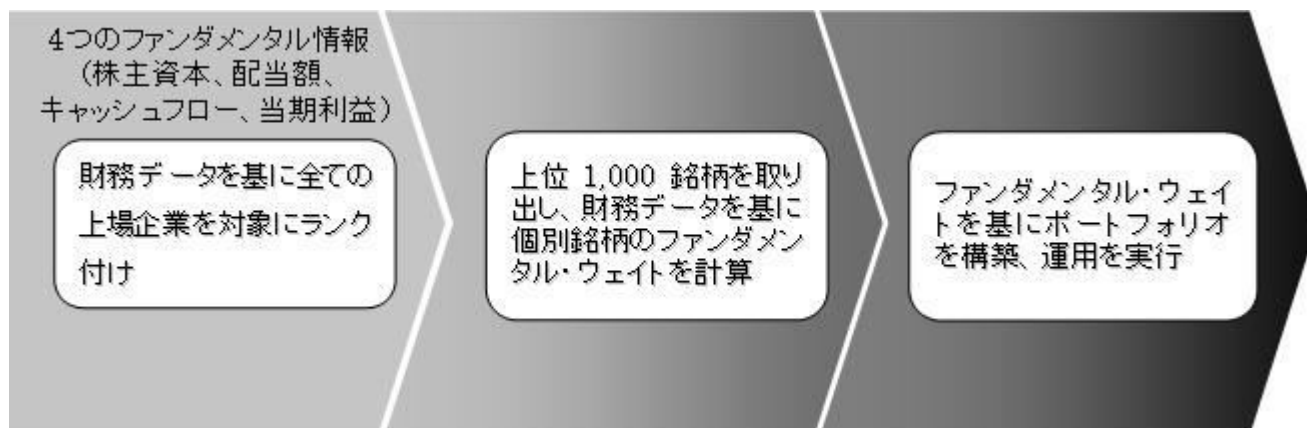
[1]わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、株式ポートフォリオを構築することを基本とします。

◆わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構築することを基本とします。

■RAFインデックス（RAFI^(R)）の著作権等について■

リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いるRAFインデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

■『ファンダメンタル・インデックス構成手法』を活用したポートフォリオ構築プロセス■



※上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2] 株式の実質組入比率は高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「（5）投資制限⑪および⑫」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ.約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ.金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証

券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

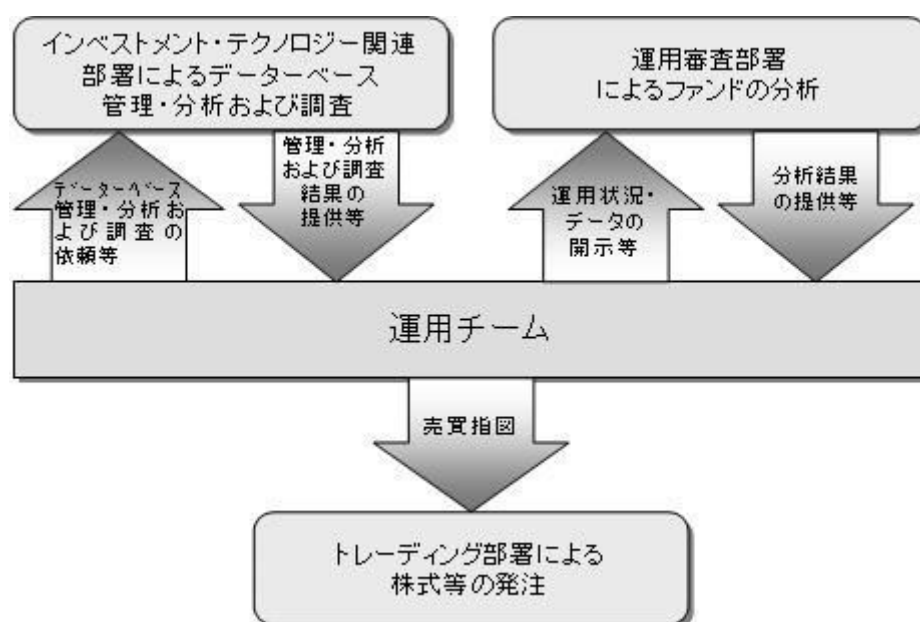
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

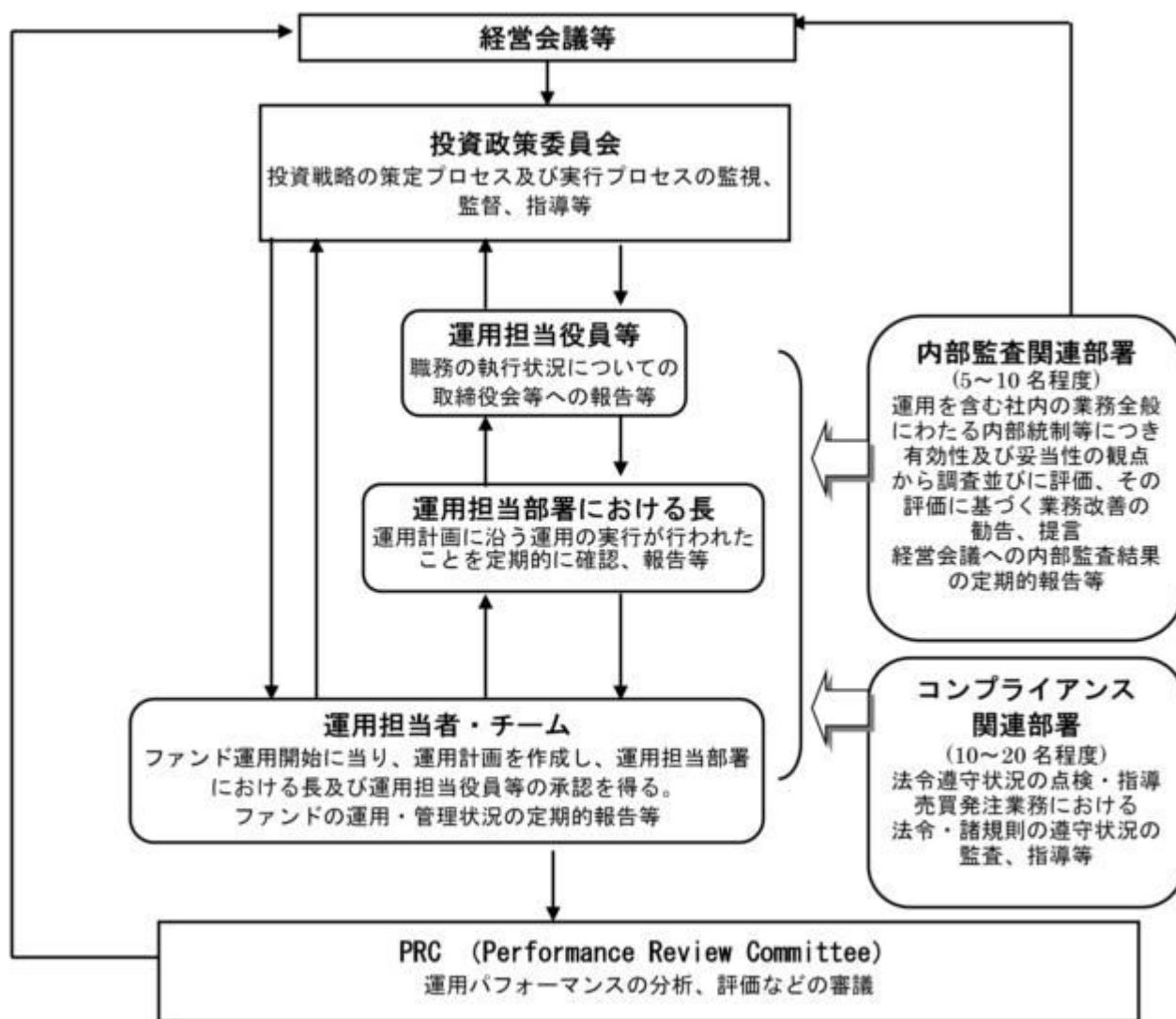


※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年1月および7月の各13日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%

以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑧投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑨投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、約款「運用の基本方針」の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑩信用取引の指図範囲(約款第21条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑪先物取引等の運用指図(約款第22条)

(i)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ii)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所に

おける通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑫スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図（約款第28条）

- (i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯資金の借入れ（約款第36条）

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

⑱同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(参考)マザーファンドの概要

「野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。
- ② 株式の組入比率は高位を基本とします。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

＜＜基準価額の変動要因＞＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜＜その他の留意点＞＞

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行に

なる可能性があります。

- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

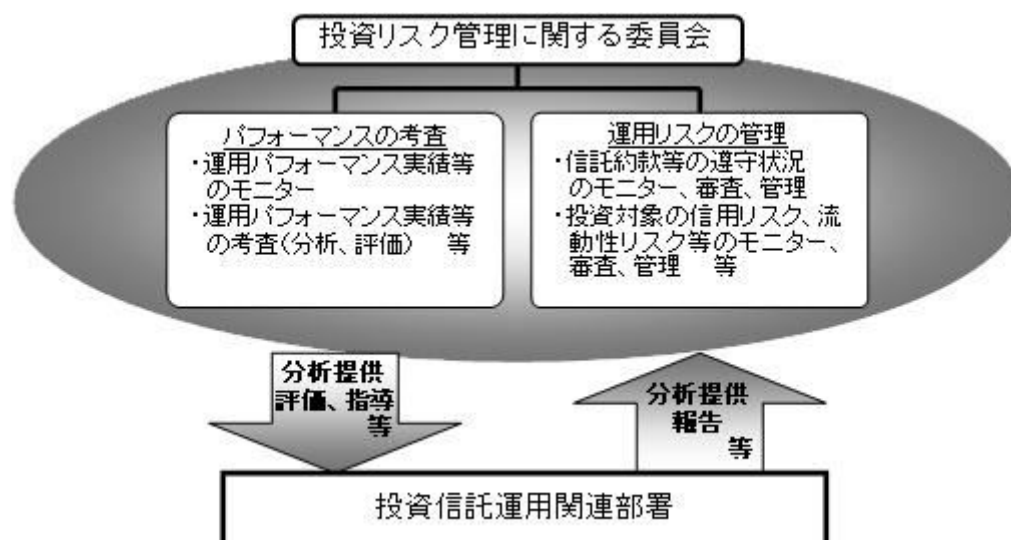
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



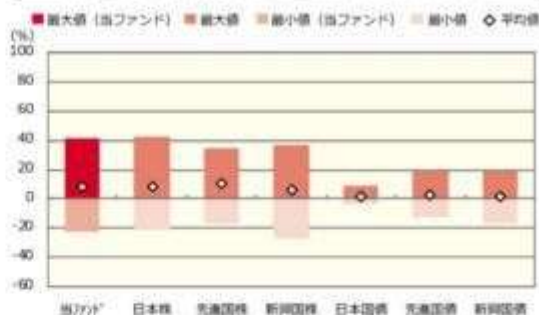
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2014年9月末～2019年8月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（％）	41.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値（％）	△ 23.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値（％）	8.3	8.8	10.1	6.3	2.1	2.5	1.3

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年9月末を10,000として指数化しております。

※ 年間騰落率は、2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※ 決算日に対応した数値とは異なります。

※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数額の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての推奨、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSC, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込日の基準価額に、2.2%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜

2.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.1%(税抜年1.0%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

ファンドの 純資産総額	250億円以下の部分	250億円超500億円以下の 部分	500億円超の部分
委託会社	年0.45%	年0.46%	年0.47%
販売会社	年0.50%	年0.50%	年0.50%
受託会社	年0.05%	年0.04%	年0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に

相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管等に要する費用はファンドから支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通

算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

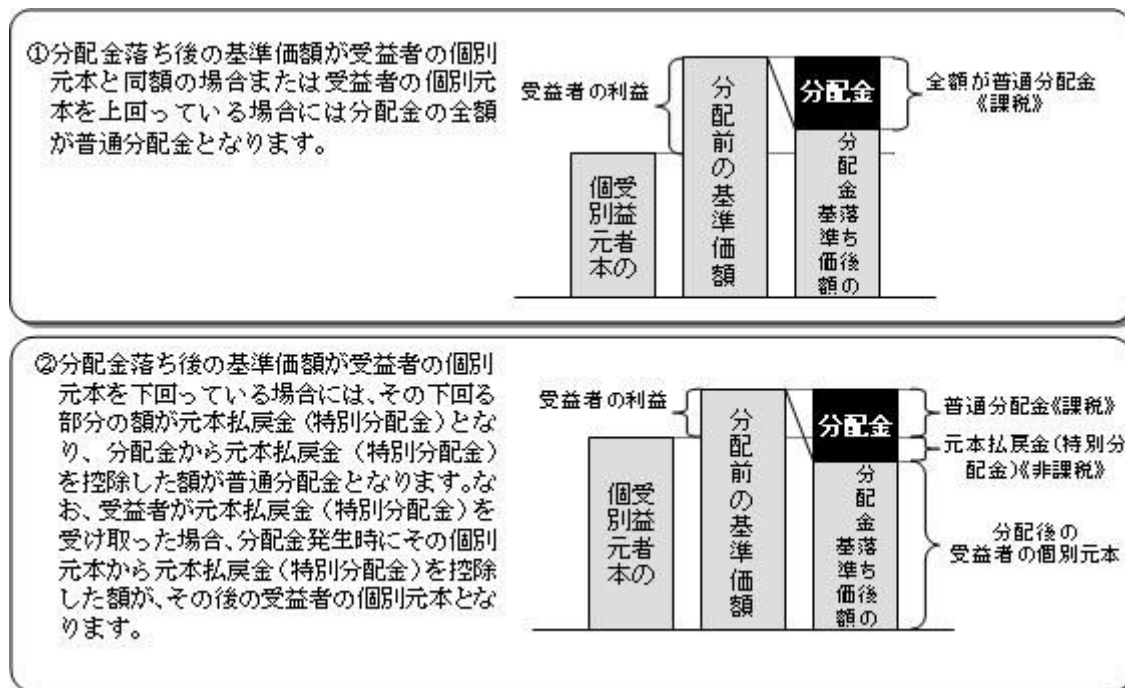
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2019年8月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2019年8月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村RAFI(R)日本株投信

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,085,755,817	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,083,635	0.19
合計（純資産総額）		2,089,839,452	100.00

(参考) 野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	18,119,117,980	99.29
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	127,924,306	0.70

合計（純資産総額）	18,247,042,286	100.00
-----------	----------------	--------

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マ ザーファンド	1,596,567,527	1.3690	2,185,700,945	1.3064	2,085,755,817	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

（参考）野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	148,100	7,000.00	1,036,700,000	6,960.00	1,030,776,000	5.64
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	98,400	5,148.00	506,563,200	5,096.00	501,446,400	2.74
3	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	962,000	522.90	503,029,800	510.40	491,004,800	2.69
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	105,900	3,804.94	402,943,606	3,484.00	368,955,600	2.02
5	日本	株式	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	136,000	2,588.50	352,036,000	2,682.00	364,752,000	1.99
6	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	70,700	5,142.68	363,587,993	4,824.00	341,056,800	1.86
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	121,900	2,811.37	342,706,738	2,523.50	307,614,650	1.68
8	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,930,500	158.60	306,177,300	154.70	298,648,350	1.63
9	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	95,700	2,862.50	273,941,250	2,835.00	271,309,500	1.48
10	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	410,300	763.70	313,347,506	656.40	269,320,920	1.47
11	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	88,900	2,466.50	219,271,850	2,250.50	200,069,450	1.09
12	日本	株式	三菱商事	卸売業	75,000	2,940.00	220,500,000	2,585.00	193,875,000	1.06
13	日本	株式	ソニー	電気機器	28,700	5,866.00	168,354,200	6,042.00	173,405,400	0.95
14	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	111,900	1,432.50	160,296,750	1,490.50	166,786,950	0.91
15	日本	株式	三井物産	卸売業	95,100	1,815.50	172,654,050	1,663.00	158,151,300	0.86
16	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	72,400	2,123.50	153,741,400	2,118.50	153,379,400	0.84

17	日本	株式	デンソー	輸送用機器	33,900	4,651.00	157,668,900	4,458.00	151,126,200	0.82
18	日本	株式	東京電力ホールディングス	電気・ガス業	292,400	540.00	157,896,000	506.00	147,954,400	0.81
19	日本	株式	キヤノン	電気機器	53,500	3,184.00	170,344,000	2,761.00	147,713,500	0.80
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	26,500	5,658.00	149,937,000	5,472.00	145,008,000	0.79
21	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	13,800	10,090.00	139,242,000	10,115.00	139,587,000	0.76
22	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	6,600	21,710.00	143,286,000	21,015.00	138,699,000	0.76
23	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	33,400	4,237.00	141,515,800	4,053.00	135,370,200	0.74
24	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	36,900	3,876.00	143,024,400	3,590.00	132,471,000	0.72
25	日本	株式	日立製作所	電気機器	35,500	4,020.00	142,710,000	3,629.00	128,829,500	0.70
26	日本	株式	SUBARU	輸送用機器	44,200	2,715.50	120,025,100	2,846.00	125,793,200	0.68
27	日本	株式	オリックス	その他金融業	78,900	1,664.50	131,329,050	1,569.00	123,794,100	0.67
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	31,600	3,796.00	119,953,600	3,757.00	118,721,200	0.65
29	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	77,600	1,764.49	136,924,426	1,486.00	115,313,600	0.63
30	日本	株式	住友商事	卸売業	65,400	1,657.50	108,400,500	1,592.50	104,149,500	0.57

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.43
		建設業	2.79
		食料品	3.38
		繊維製品	0.57
		パルプ・紙	0.34
		化学	5.52
		医薬品	3.57
		石油・石炭製品	0.70
		ゴム製品	1.08
		ガラス・土石製品	0.77
		鉄鋼	1.43
		非鉄金属	0.85
		金属製品	0.60
		機械	3.83
		電気機器	9.29
		輸送用機器	13.46
		精密機器	0.89
		その他製品	1.15
		電気・ガス業	3.24
株式	国内	陸運業	3.76
		海運業	0.21
		空運業	0.66
株式	国内	倉庫・運輸関連業	0.18

	情報・通信業	11.43
	卸売業	5.51
	小売業	3.76
	銀行業	10.33
	証券、商品先物取引業	0.80
	保険業	2.58
	その他金融業	1.64
	不動産業	1.73
	サービス業	2.56
合 計		99.29

②【投資不動産物件】

野村R A F I（R）日本株投信

該当事項はありません。

（参考）野村R A F I（R）日本株投信マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村R A F I（R）日本株投信

該当事項はありません。

（参考）野村R A F I（R）日本株投信マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村R A F I（R）日本株投信

2019年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2010年 1月13日)	12,237	12,237	0.6246	0.6246
第6計算期間	(2010年 7月13日)	9,143	9,143	0.5766	0.5766
第7計算期間	(2011年 1月13日)	8,267	8,267	0.6361	0.6361
第8計算期間	(2011年 7月13日)	6,712	6,712	0.5926	0.5926

第9計算期間	(2012年 1月13日)	5,347	5,347	0.5181	0.5181
第10計算期間	(2012年 7月13日)	4,827	4,827	0.5266	0.5266
第11計算期間	(2013年 1月15日)	5,324	5,324	0.6372	0.6372
第12計算期間	(2013年 7月16日)	5,588	5,588	0.8526	0.8526
第13計算期間	(2014年 1月14日)	5,427	5,427	0.8975	0.8975
第14計算期間	(2014年 7月14日)	5,083	5,083	0.9178	0.9178
第15計算期間	(2015年 1月13日)	4,724	4,724	0.9871	0.9871
第16計算期間	(2015年 7月13日)	4,452	4,490	1.1758	1.1858
第17計算期間	(2016年 1月13日)	3,634	3,644	1.0625	1.0655
第18計算期間	(2016年 7月13日)	3,058	3,058	0.9568	0.9568
第19計算期間	(2017年 1月13日)	3,213	3,240	1.1731	1.1831
第20計算期間	(2017年 7月13日)	2,776	2,799	1.2036	1.2136
第21計算期間	(2018年 1月15日)	2,841	2,862	1.3888	1.3988
第22計算期間	(2018年 7月13日)	2,486	2,510	1.2602	1.2722
第23計算期間	(2019年 1月15日)	2,299	2,319	1.1515	1.1615
第24計算期間	(2019年 7月16日)	2,194	2,213	1.1462	1.1562
	2018年 8月末日	2,488	—	1.2682	—
	9月末日	2,598	—	1.3410	—
	10月末日	2,362	—	1.2313	—
	11月末日	2,428	—	1.2370	—
	12月末日	2,232	—	1.1178	—
	2019年 1月末日	2,342	—	1.1686	—
	2月末日	2,365	—	1.1876	—
	3月末日	2,310	—	1.1763	—
	4月末日	2,329	—	1.1928	—
	5月末日	2,156	—	1.1115	—
	6月末日	2,187	—	1.1412	—
	7月末日	2,186	—	1.1370	—
	8月末日	2,089	—	1.0923	—

②【分配の推移】

野村R A F I（R）日本株投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	0.0000円
第6計算期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	0.0000円
第7計算期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	0.0000円
第8計算期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	0.0000円
第9計算期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	0.0000円
第10計算期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	0.0000円
第11計算期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	0.0000円

第12計算期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	0.0000円
第13計算期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	0.0000円
第14計算期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	0.0000円
第15計算期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	0.0000円
第16計算期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	0.0100円
第17計算期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	0.0030円
第18計算期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	0.0000円
第19計算期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	0.0100円
第20計算期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	0.0100円
第21計算期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	0.0100円
第22計算期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	0.0120円
第23計算期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	0.0100円
第24計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.0100円

③【収益率の推移】

野村R A F I （R）日本株投信

	計算期間	収益率
第5計算期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	12.5%
第6計算期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	△7.7%
第7計算期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	10.3%
第8計算期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	△6.8%
第9計算期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	△12.6%
第10計算期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	1.6%
第11計算期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	21.0%
第12計算期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	33.8%
第13計算期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	5.3%
第14計算期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	2.3%
第15計算期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	7.6%
第16計算期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	20.1%
第17計算期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	△9.4%
第18計算期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	△9.9%
第19計算期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	23.7%
第20計算期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	3.5%
第21計算期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	16.2%
第22計算期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	△8.4%
第23計算期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	△7.8%
第24計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	13,267,936	4,959,565,663	19,592,704,138
第6計算期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	66,813,351	3,802,771,216	15,856,746,273
第7計算期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	4,715,019	2,863,890,201	12,997,571,091
第8計算期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	2,167,402	1,671,312,476	11,328,426,017
第9計算期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	103,773,680	1,109,734,274	10,322,465,423
第10計算期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	4,671,625	1,159,998,799	9,167,138,249
第11計算期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	3,406,825	813,957,001	8,356,588,073
第12計算期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	32,655,646	1,834,249,186	6,554,994,533
第13計算期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	96,593,027	603,455,479	6,048,132,081
第14計算期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	93,473,265	603,124,402	5,538,480,944
第15計算期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	246,579,675	998,142,131	4,786,918,488
第16計算期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	271,758,131	1,271,677,504	3,786,999,115
第17計算期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	147,361,632	513,422,645	3,420,938,102
第18計算期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	111,331,351	335,788,991	3,196,480,462
第19計算期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	911,390	458,162,960	2,739,228,892
第20計算期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	13,094,147	445,652,480	2,306,670,559
第21計算期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	11,338,998	271,932,617	2,046,076,940
第22計算期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	11,122,487	84,130,596	1,973,068,831
第23計算期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	111,768,465	87,931,942	1,996,905,354
第24計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	9,896,807	92,086,180	1,914,715,981

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



運用実績（2019年8月30日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）



分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2019年7月	100 円
2019年1月	100 円
2018年7月	120 円
2018年1月	100 円
2017年7月	100 円
設定来累計	750 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（％）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.6
2	日本電信電話	情報・通信業	2.7
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.7
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.0
5	NTTドコモ	情報・通信業	2.0
6	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.9
7	本田技研工業	輸送用機器	1.7
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.6
9	KDDI	情報・通信業	1.5
10	日産自動車	輸送用機器	1.5

実質的な業種別投資比率（上位）

順位	業種	投資比率（％）
1	輸送用機器	13.4
2	情報・通信業	11.4
3	銀行業	10.3
4	電気機器	9.3
5	化学	5.5

年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法

令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2022年7月13日までとします（2007年5月30日設定）。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月14日から7月13日までおよび7月14日から翌年1月13日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権**■換金(解約)の単位■**

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2019年1月16日から2019年7月16日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村RAFI（R）日本株投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2019年 1月15日現在)	第24期 (2019年 7月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,975,180	35,938,908
親投資信託受益証券	2,294,878,879	2,190,276,911
流動資産合計	2,332,854,059	2,226,215,819
資産合計	2,332,854,059	2,226,215,819
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,969,053	19,147,159
未払受託者報酬	667,856	615,427
未払委託者報酬	12,689,150	11,693,006
未払利息	73	72
その他未払費用	40,009	36,862
流動負債合計	33,366,141	31,492,526
負債合計	33,366,141	31,492,526
純資産の部		
元本等		
元本	1,996,905,354	1,914,715,981
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	302,582,564	280,007,312
（分配準備積立金）	754,193,015	724,010,100
元本等合計	2,299,487,918	2,194,723,293
純資産合計	2,299,487,918	2,194,723,293
負債純資産合計	2,332,854,059	2,226,215,819

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	△179,910,730	21,898,032
営業収益合計	△179,910,730	21,898,032
営業費用		
支払利息	4,246	3,396
受託者報酬	667,856	615,427
委託者報酬	12,689,150	11,693,006
その他費用	40,009	36,862
営業費用合計	13,401,261	12,348,691
営業利益又は営業損失（△）	△193,311,991	9,549,341
経常利益又は経常損失（△）	△193,311,991	9,549,341
当期純利益又は当期純損失（△）	△193,311,991	9,549,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	113,892	831,408
期首剰余金又は期首欠損金（△）	513,337,922	302,582,564
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,178,096	1,511,694
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,178,096	1,511,694
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,538,518	13,657,720
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,538,518	13,657,720
分配金	19,969,053	19,147,159
期末剰余金又は期末欠損金（△）	302,582,564	280,007,312

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 1月16日から2019年 7月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第23期 2019年 1月15日現在	第24期 2019年 7月16日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,996,905,354口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,914,715,981口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1515円 (10,000口当たり純資産額) (11,515円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1462円 (10,000口当たり純資産額) (11,462円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>23,794,359円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>105,231,771円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>750,367,709円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>879,393,839円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,996,905,354口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>4,403円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>19,969,053円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,794,359円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	105,231,771円	分配準備積立金額	D	750,367,709円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	879,393,839円	当ファンドの期末残存口数	F	1,996,905,354口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,403円	10,000口当たり分配金額	H	100円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,969,053円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>23,279,870円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>104,478,721円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>719,877,389円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>847,635,980円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,914,715,981口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>4,426円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>19,147,159円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,279,870円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	104,478,721円	分配準備積立金額	D	719,877,389円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	847,635,980円	当ファンドの期末残存口数	F	1,914,715,981口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,426円	10,000口当たり分配金額	H	100円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,147,159円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	23,794,359円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	105,231,771円																																																											
分配準備積立金額	D	750,367,709円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	879,393,839円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,996,905,354口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,403円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	100円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,969,053円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	23,279,870円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	104,478,721円																																																											
分配準備積立金額	D	719,877,389円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	847,635,980円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,914,715,981口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,426円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	100円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,147,159円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第23期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第23期 2019年 1月15日現在	第24期 2019年 7月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第23期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
期首元本額 1,973,068,831円	期首元本額 1,996,905,354円
期中追加設定元本額 111,768,465円	期中追加設定元本額 9,896,807円
期中一部解約元本額 87,931,942円	期中一部解約元本額 92,086,180円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第23期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△177,289,219	20,634,883
合計	△177,289,219	20,634,883

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年7月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年7月16日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村 R A F I (R) 日本株投信マザーファンド	1,599,676,389	2,190,276,911	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:99.8%	1,599,676,389	2,190,276,911 100.0%	
	合計			2,190,276,911	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「野村 R A F I (R) 日本株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村 R A F I (R) 日本株投信マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2019年 7月16日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	74,224,581
株式	18,975,783,040
未収入金	201,199,670
未収配当金	32,884,270
流動資産合計	19,284,091,561
資産合計	19,284,091,561
負債の部	
流動負債	
未払金	25,655,039
未払解約金	112,300,000
未払利息	149
流動負債合計	137,955,188
負債合計	137,955,188
純資産の部	
元本等	
元本	13,983,212,067
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,162,924,306

(2019年 7月16日現在)

元本等合計	19,146,136,373
純資産合計	19,146,136,373
負債純資産合計	19,284,091,561

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 7月16日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3692円
(10,000口当たり純資産額)	(13,692円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年 7月16日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 7月16日現在	
期首	2019年 1月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	9,197,807,032円
同期中における追加設定元本額	5,683,142,359円
同期中における一部解約元本額	897,737,324円
期末元本額	13,983,212,067円
期末元本額の内訳＊	
野村R A F I（R）日本株投信	1,599,676,389円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	410,940,212円
野村R A F I（R）日本株投信F（適格機関投資家専用）	11,972,595,466円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年7月16日現在)

（単位:円）

				評価額	
--	--	--	--	-----	--

種類	通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
株式	日本円	日本水産	8,600	708.00	6,088,800	
		マルハニチロ	1,500	3,245.00	4,867,500	
		サカタのタネ	700	3,440.00	2,408,000	
		ホクト	1,400	1,872.00	2,620,800	
		日鉄鉱業	700	4,605.00	3,223,500	
		国際石油開発帝石	68,800	962.90	66,247,520	
		石油資源開発	4,200	2,511.00	10,546,200	
		K&Oエナジーグループ	1,600	1,545.00	2,472,000	
		ショーボンドホールディングス	600	3,740.00	2,244,000	
		ミライト・ホールディングス	2,800	1,644.00	4,603,200	
		安藤・間	9,200	752.00	6,918,400	
		東急建設	3,800	754.00	2,865,200	
		コムシスホールディングス	3,100	2,766.00	8,574,600	
		ミサワホーム	3,200	1,059.00	3,388,800	
		高松コンストラクショングループ	1,100	2,303.00	2,533,300	
		東建コーポレーション	600	6,440.00	3,864,000	
		大成建設	8,900	3,800.00	33,820,000	
		大林組	31,700	1,069.00	33,887,300	
		清水建設	30,600	890.00	27,234,000	
		長谷工コーポレーション	14,000	1,181.00	16,534,000	
		鹿島建設	20,200	1,453.00	29,350,600	
		西松建設	2,600	2,077.00	5,400,200	
		三井住友建設	5,600	596.00	3,337,600	
		大豊建設	600	2,751.00	1,650,600	
		前田建設工業	7,200	840.00	6,048,000	
		奥村組	1,800	3,335.00	6,003,000	
		東鉄工業	1,000	3,010.00	3,010,000	
		戸田建設	12,800	604.00	7,731,200	
		熊谷組	1,400	3,065.00	4,291,000	
		大東建託	2,500	14,350.00	35,875,000	
		新日本建設	2,800	901.00	2,522,800	
		N I P P O	5,400	2,107.00	11,377,800	
		前田道路	3,900	2,308.00	9,001,200	
		日本道路	400	6,310.00	2,524,000	
		東洋建設	2,600	418.00	1,086,800	
		五洋建設	8,800	528.00	4,646,400	
		福田組	500	4,545.00	2,272,500	
		住友林業	8,600	1,309.00	11,257,400	
		大和ハウス工業	27,400	3,139.00	86,008,600	
		ライト工業	1,600	1,424.00	2,278,400	
		積水ハウス	29,800	1,895.00	56,471,000	

ユアテック	4,400	757.00	3,330,800	
中電工	2,800	2,359.00	6,605,200	
関電工	6,500	936.00	6,084,000	
きんでん	7,300	1,654.00	12,074,200	
トーエネック	900	3,365.00	3,028,500	
住友電設	1,300	1,814.00	2,358,200	
日本電設工業	2,000	2,148.00	4,296,000	
協和エクシオ	2,600	2,629.00	6,835,400	
九電工	1,800	3,350.00	6,030,000	
三機工業	2,000	1,220.00	2,440,000	
日揮	7,800	1,455.00	11,349,000	
太平電業	700	2,274.00	1,591,800	
高砂熱学工業	2,300	1,771.00	4,073,300	
大気社	1,300	3,415.00	4,439,500	
日比谷総合設備	1,100	1,917.00	2,108,700	
東芝プラントシステム	2,800	2,000.00	5,600,000	
レイズネクスト	1,600	1,214.00	1,942,400	
日本製粉	2,900	1,772.00	5,138,800	
日清製粉グループ本社	5,900	2,494.00	14,714,600	
昭和産業	1,200	3,200.00	3,840,000	
三井製糖	1,300	2,277.00	2,960,100	
森永製菓	900	5,510.00	4,959,000	
江崎グリコ	1,400	4,805.00	6,727,000	
山崎製パン	6,600	1,645.00	10,857,000	
亀田製菓	300	5,000.00	1,500,000	
カルビー	2,400	3,020.00	7,248,000	
森永乳業	1,800	4,750.00	8,550,000	
ヤクルト本社	2,100	6,280.00	13,188,000	
明治ホールディングス	2,900	7,560.00	21,924,000	
雪印メグミルク	2,200	2,386.00	5,249,200	
プリマハム	1,700	2,132.00	3,624,400	
日本ハム	4,000	4,545.00	18,180,000	
丸大食品	1,200	2,095.00	2,514,000	
S Foods	600	3,570.00	2,142,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	9,500	733.00	6,963,500	
サッポロホールディングス	2,900	2,423.00	7,026,700	
アサヒグループホールディングス	10,200	5,033.00	51,336,600	
キリンホールディングス	23,100	2,297.50	53,072,250	
宝ホールディングス	4,000	1,137.00	4,548,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	5,100	2,648.00	13,504,800	
サントリー食品インターナショナル	7,600	4,600.00	34,960,000	
ダイドーグループホールディングス	500	4,625.00	2,312,500	

伊藤園	1,600	4,945.00	7,912,000	
日清オイリオグループ	1,200	3,160.00	3,792,000	
不二製油グループ本社	1,700	3,360.00	5,712,000	
J-オイルミルズ	700	4,010.00	2,807,000	
キッコーマン	2,100	4,835.00	10,153,500	
味の素	15,800	1,855.00	29,309,000	
キューピー	3,900	2,486.00	9,695,400	
ハウス食品グループ本社	1,800	4,095.00	7,371,000	
カゴメ	1,300	2,452.00	3,187,600	
アリアケジャパン	500	6,830.00	3,415,000	
ニチレイ	3,000	2,658.00	7,974,000	
東洋水産	2,800	4,650.00	13,020,000	
日清食品ホールディングス	2,000	6,800.00	13,600,000	
フジッコ	900	2,065.00	1,858,500	
日本たばこ産業	88,900	2,466.50	219,271,850	
わらべや日洋ホールディングス	900	1,776.00	1,598,400	
理研ビタミン	700	3,510.00	2,457,000	
グンゼ	600	4,985.00	2,991,000	
東洋紡	4,500	1,316.00	5,922,000	
倉敷紡績	1,300	1,979.00	2,572,700	
日本毛織	3,500	882.00	3,087,000	
帝人	9,700	1,849.00	17,935,300	
東レ	62,500	757.20	47,325,000	
セーレン	1,700	1,554.00	2,641,800	
ワコールホールディングス	2,800	2,859.00	8,005,200	
ホギメディカル	900	3,145.00	2,830,500	
T S I ホールディングス	4,100	634.00	2,599,400	
ワールド	1,000	2,135.00	2,135,000	
オンワードホールディングス	8,200	590.00	4,838,000	
ゴールドウイン	100	13,790.00	1,379,000	
デサント	1,500	1,699.00	2,548,500	
特種東海製紙	500	3,920.00	1,960,000	
王子ホールディングス	42,000	579.00	24,318,000	
日本製紙	7,800	1,927.00	15,030,600	
三菱製紙	4,300	588.00	2,528,400	
北越コーポレーション	11,000	569.00	6,259,000	
大王製紙	6,000	1,276.00	7,656,000	
レンゴー	9,800	817.00	8,006,600	
トーモク	1,300	1,804.00	2,345,200	
ザ・パックス	700	3,405.00	2,383,500	
クラレ	16,500	1,274.00	21,021,000	
旭化成	57,300	1,133.00	64,920,900	

昭和電工	6,000	2,993.00	17,958,000	
住友化学	107,500	489.00	52,567,500	
住友精化	700	3,300.00	2,310,000	
日産化学	2,000	4,585.00	9,170,000	
クレハ	700	7,060.00	4,942,000	
石原産業	2,600	1,230.00	3,198,000	
日本曹達	1,800	2,725.00	4,905,000	
東ソー	16,700	1,518.00	25,350,600	
トクヤマ	1,700	2,713.00	4,612,100	
セントラル硝子	2,200	2,480.00	5,456,000	
東亜合成	5,300	1,187.00	6,291,100	
大阪ソーダ	800	2,638.00	2,110,400	
関東電化工業	1,500	711.00	1,066,500	
デンカ	3,600	3,155.00	11,358,000	
信越化学工業	10,300	9,658.00	99,477,400	
堺化学工業	800	2,590.00	2,072,000	
エア・ウォーター	7,400	1,789.00	13,238,600	
大陽日酸	8,600	2,201.00	18,928,600	
日本パーカライジング	4,100	1,193.00	4,891,300	
高压ガス工業	2,300	868.00	1,996,400	
四国化成工業	2,200	1,147.00	2,523,400	
日本触媒	1,600	7,060.00	11,296,000	
大日精化工業	1,100	3,060.00	3,366,000	
カネカ	3,100	3,980.00	12,338,000	
三菱瓦斯化学	15,500	1,416.00	21,948,000	
三井化学	9,800	2,599.00	25,470,200	
J S R	9,500	1,659.00	15,760,500	
東京応化工業	1,600	3,400.00	5,440,000	
三菱ケミカルホールディングス	100,700	748.80	75,404,160	
KHネオケム	1,700	2,614.00	4,443,800	
ダイセル	17,600	937.00	16,491,200	
住友ベークライト	1,400	3,580.00	5,012,000	
積水化学工業	17,500	1,600.00	28,000,000	
日本ゼオン	9,700	1,181.00	11,455,700	
アイカ工業	1,600	3,555.00	5,688,000	
宇部興産	5,800	2,225.00	12,905,000	
積水樹脂	1,600	2,152.00	3,443,200	
タキロンシーアイ	3,900	678.00	2,644,200	
日立化成	6,200	3,020.00	18,724,000	
積水化成成品工業	2,100	748.00	1,570,800	
ダイキョーニシカワ	3,900	904.00	3,525,600	
森六ホールディングス	900	2,484.00	2,235,600	

日本化薬	7,200	1,333.00	9,597,600	
扶桑化学工業	1,000	2,080.00	2,080,000	
A D E K A	4,400	1,604.00	7,057,600	
日油	1,900	3,950.00	7,505,000	
花王	7,400	8,166.00	60,428,400	
三洋化成工業	900	5,440.00	4,896,000	
日本ペイントホールディングス	5,800	4,385.00	25,433,000	
関西ペイント	6,000	2,053.00	12,318,000	
中国塗料	2,500	928.00	2,320,000	
太陽ホールディングス	1,100	3,270.00	3,597,000	
エスケー化研	100	47,400.00	4,740,000	
D I C	4,800	2,854.00	13,699,200	
サカタインクス	2,700	1,030.00	2,781,000	
東洋インキ S C ホールディングス	3,200	2,338.00	7,481,600	
富士フイルムホールディングス	13,400	5,433.00	72,802,200	
資生堂	2,400	8,251.00	19,802,400	
ライオン	3,200	2,107.00	6,742,400	
高砂香料工業	800	2,915.00	2,332,000	
マンダム	1,200	2,609.00	3,130,800	
ファンケル	1,300	2,717.00	3,532,100	
コーセー	500	18,110.00	9,055,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	3,300	2,894.00	9,550,200	
ノエビアホールディングス	700	5,870.00	4,109,000	
コニシ	1,200	1,568.00	1,881,600	
長谷川香料	1,600	1,950.00	3,120,000	
上村工業	300	6,100.00	1,830,000	
小林製薬	1,000	7,730.00	7,730,000	
デクセリアルズ	3,900	707.00	2,757,300	
アース製薬	400	4,740.00	1,896,000	
クミアイ化学工業	3,000	786.00	2,358,000	
日本農薬	700	429.00	300,300	
日東電工	6,600	5,146.00	33,963,600	
藤森工業	900	2,964.00	2,667,600	
未来工業	700	1,920.00	1,344,000	
J S P	1,300	1,983.00	2,577,900	
エフピコ	800	6,590.00	5,272,000	
天馬	1,200	1,901.00	2,281,200	
信越ポリマー	2,900	733.00	2,125,700	
ニフコ	3,300	2,668.00	8,804,400	
ユニ・チャーム	6,500	3,165.00	20,572,500	
協和キリン	10,400	1,885.00	19,604,000	
武田薬品工業	36,900	3,876.00	143,024,400	

アステラス製薬	57,600	1,543.00	88,876,800
大日本住友製薬	6,600	1,947.00	12,850,200
塩野義製薬	5,200	6,151.00	31,985,200
田辺三菱製薬	27,000	1,177.00	31,779,000
日本新薬	600	8,040.00	4,824,000
中外製薬	5,200	7,170.00	37,284,000
科研製薬	1,500	5,500.00	8,250,000
エーザイ	6,500	5,998.00	38,987,000
ロート製薬	1,700	3,130.00	5,321,000
小野薬品工業	10,700	1,997.50	21,373,250
久光製薬	2,000	4,350.00	8,700,000
持田製薬	800	4,740.00	3,792,000
参天製薬	10,000	1,754.00	17,540,000
ツムラ	2,300	3,070.00	7,061,000
日医工	2,300	1,252.00	2,879,600
キッセイ薬品工業	1,700	2,690.00	4,573,000
生化学工業	2,000	1,265.00	2,530,000
烏居薬品	1,000	2,744.00	2,744,000
東和薬品	1,200	2,892.00	3,470,400
沢井製薬	1,400	6,180.00	8,652,000
ゼリア新薬工業	1,300	2,092.00	2,719,600
第一三共	10,200	6,080.00	62,016,000
キョーリン製薬ホールディングス	2,900	1,836.00	5,324,400
大塚ホールディングス	17,500	3,850.00	67,375,000
大正製薬ホールディングス	1,700	8,180.00	13,906,000
日本コークス工業	18,400	93.00	1,711,200
ニチレキ	900	1,045.00	940,500
富士石油	7,100	265.00	1,881,500
出光興産	7,900	3,175.00	25,082,500
J X T Gホールディングス	176,800	526.40	93,067,520
コスモエネルギーホールディングス	4,800	2,387.00	11,457,600
横浜ゴム	8,000	2,068.00	16,544,000
TOYO TIRE	5,800	1,488.00	8,630,400
ブリヂストン	33,400	4,237.00	141,515,800
住友ゴム工業	19,500	1,235.00	24,082,500
オカモト	500	4,980.00	2,490,000
西川ゴム工業	1,100	1,764.00	1,940,400
ニッタ	900	3,005.00	2,704,500
住友理工	5,200	829.00	4,310,800
三ツ星ベルト	1,400	2,007.00	2,809,800
バンドー化学	2,100	971.00	2,039,100
日東紡績	1,800	2,380.00	4,284,000

A G C	11,700	3,720.00	43,524,000	
日本電気硝子	5,300	2,724.00	14,437,200	
住友大阪セメント	1,900	4,120.00	7,828,000	
太平洋セメント	5,800	3,220.00	18,676,000	
東海カーボン	4,300	1,067.00	4,588,100	
ノリタケカンパニーリミテド	500	4,350.00	2,175,000	
T O T O	4,100	4,325.00	17,732,500	
日本碍子	13,400	1,549.00	20,756,600	
日本特殊陶業	7,900	1,961.00	15,491,900	
フジミインコーポレーテッド	700	2,220.00	1,554,000	
ニチアス	2,600	1,937.00	5,036,200	
ニチハ	1,200	3,030.00	3,636,000	
日本製鉄	65,200	1,820.50	118,696,600	
神戸製鋼所	35,700	689.00	24,597,300	
合同製鐵	1,100	2,096.00	2,305,600	
ジェイ エフ イー ホールディングス	45,000	1,525.00	68,625,000	
東京製鐵	5,300	840.00	4,452,000	
共英製鋼	2,100	1,894.00	3,977,400	
大和工業	2,800	3,035.00	8,498,000	
大阪製鐵	1,800	1,698.00	3,056,400	
淀川製鋼所	1,700	2,075.00	3,527,500	
丸一鋼管	3,000	2,859.00	8,577,000	
大同特殊鋼	2,200	3,980.00	8,756,000	
山陽特殊製鋼	1,900	1,438.00	2,732,200	
愛知製鋼	1,400	3,290.00	4,606,000	
日立金属	20,600	1,203.00	24,781,800	
新日本電工	7,800	202.00	1,575,600	
日本軽金属ホールディングス	32,800	230.00	7,544,000	
三井金属鉱業	2,900	2,545.00	7,380,500	
東邦亜鉛	600	2,472.00	1,483,200	
三菱マテリアル	8,100	3,040.00	24,624,000	
住友金属鉱山	10,700	3,105.00	33,223,500	
DOWAホールディングス	3,400	3,455.00	11,747,000	
古河機械金属	2,200	1,429.00	3,143,800	
U A C J	3,000	1,821.00	5,463,000	
古河電気工業	2,700	3,120.00	8,424,000	
住友電気工業	40,700	1,401.00	57,020,700	
フジクラ	17,100	410.00	7,011,000	
リョービ	1,500	2,005.00	3,007,500	
アーレスティ	3,900	567.00	2,211,300	
アサヒホールディングス	1,400	2,281.00	3,193,400	
トーカロ	1,200	795.00	954,000	

SUMCO	9,600	1,352.00	12,979,200	
川田テクノロジーズ	100	7,670.00	767,000	
東洋製罐グループホールディングス	6,600	2,045.00	13,497,000	
ホッカンホールディングス	1,100	1,749.00	1,923,900	
コロナ	1,700	1,032.00	1,754,400	
横河ブリッジホールディングス	1,200	1,650.00	1,980,000	
三和ホールディングス	6,500	1,138.00	7,397,000	
文化シャッター	3,800	870.00	3,306,000	
三協立山	2,600	1,327.00	3,450,200	
L I X I Lグループ	13,100	1,751.00	22,938,100	
ノーリツ	2,300	1,325.00	3,047,500	
長府製作所	1,300	2,363.00	3,071,900	
リンナイ	1,500	7,080.00	10,620,000	
岡部	2,600	929.00	2,415,400	
ジーテクト	3,100	1,600.00	4,960,000	
東プレ	2,600	1,704.00	4,430,400	
高周波熱錬	2,000	896.00	1,792,000	
パイオラックス	1,400	1,922.00	2,690,800	
エイチワン	2,700	745.00	2,011,500	
日本発條	13,000	838.00	10,894,000	
三益半導体工業	1,100	1,635.00	1,798,500	
日本製鋼所	1,800	1,841.00	3,313,800	
三浦工業	1,800	3,130.00	5,634,000	
タクマ	2,400	1,402.00	3,364,800	
オークマ	1,000	5,600.00	5,600,000	
東芝機械	1,100	2,362.00	2,598,200	
アマダホールディングス	15,600	1,197.00	18,673,200	
アイダエンジニアリング	3,800	879.00	3,340,200	
F U J I	3,600	1,374.00	4,946,400	
牧野フライス製作所	1,100	4,340.00	4,774,000	
オーエスジー	2,800	2,192.00	6,137,600	
旭ダイヤモンド工業	3,000	662.00	1,986,000	
DMG森精機	3,700	1,594.00	5,897,800	
ソディック	2,500	977.00	2,442,500	
ディスコ	800	18,600.00	14,880,000	
日東工器	800	2,141.00	1,712,800	
島精機製作所	800	3,100.00	2,480,000	
やまびこ	1,800	937.00	1,686,600	
ニューフレアテクノロジー	600	6,840.00	4,104,000	
ナブテスコ	3,200	2,932.00	9,382,400	
三井海洋開発	1,700	2,840.00	4,828,000	
SMC	1,200	38,890.00	46,668,000	

ユニオンツール	500	3,080.00	1,540,000	
オイレス工業	1,300	1,582.00	2,056,600	
サトーホールディングス	1,000	2,668.00	2,668,000	
小松製作所	35,200	2,471.50	86,996,800	
住友重機械工業	4,700	3,590.00	16,873,000	
日立建機	7,900	2,699.00	21,322,100	
井関農機	1,200	1,565.00	1,878,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	1,000	3,910.00	3,910,000	
クボタ	35,600	1,711.00	60,911,600	
月島機械	1,300	1,275.00	1,657,500	
新東工業	2,400	972.00	2,332,800	
澁谷工業	400	2,942.00	1,176,800	
アイチ コーポレーション	3,500	719.00	2,516,500	
小森コーポレーション	3,400	1,163.00	3,954,200	
荏原製作所	3,400	2,898.00	9,853,200	
ダイキン工業	4,900	14,055.00	68,869,500	
栗田工業	3,300	2,771.00	9,144,300	
椿本チエイン	1,800	3,500.00	6,300,000	
ダイフク	1,300	5,850.00	7,605,000	
加藤製作所	800	1,949.00	1,559,200	
タダノ	5,900	1,045.00	6,165,500	
フジテック	3,700	1,388.00	5,135,600	
CKD	3,000	1,099.00	3,297,000	
平和	5,400	2,163.00	11,680,200	
理想科学工業	1,600	1,724.00	2,758,400	
SANKYO	3,400	3,910.00	13,294,000	
マースグループホールディングス	900	2,027.00	1,824,300	
福島工業	300	3,430.00	1,029,000	
ユニバーサルエンターテインメント	1,500	3,385.00	5,077,500	
竹内製作所	1,500	1,734.00	2,601,000	
アマノ	2,100	3,045.00	6,394,500	
マックス	1,900	1,599.00	3,038,100	
グローリー	2,900	2,890.00	8,381,000	
大和冷機工業	1,600	1,057.00	1,691,200	
セガサミーホールディングス	7,800	1,328.00	10,358,400	
リケン	500	4,170.00	2,085,000	
TPR	2,300	1,853.00	4,261,900	
ツバキ・ナカシマ	1,600	1,816.00	2,905,600	
ホシザキ	1,200	7,710.00	9,252,000	
大豊工業	2,500	827.00	2,067,500	
日本精工	27,600	945.00	26,082,000	
NTN	31,200	315.00	9,828,000	

ジェイテクト	19,500	1,306.00	25,467,000
不二越	1,200	4,425.00	5,310,000
THK	4,300	2,586.00	11,119,800
イーグル工業	3,300	1,052.00	3,471,600
キッツ	3,400	732.00	2,488,800
マキタ	5,900	3,665.00	21,623,500
日立造船	9,400	395.00	3,713,000
三菱重工業	13,500	4,768.00	64,368,000
I H I	4,700	2,428.00	11,411,600
スター精密	1,500	1,375.00	2,062,500
日清紡ホールディングス	10,300	830.00	8,549,000
イビデン	4,200	1,845.00	7,749,000
コニカミノルタ	21,800	1,087.00	23,696,600
ブラザー工業	10,800	2,068.00	22,334,400
ミネベアミツミ	10,300	1,834.00	18,890,200
日立製作所	35,500	4,020.00	142,710,000
三菱電機	75,400	1,426.50	107,558,100
富士電機	4,900	3,625.00	17,762,500
安川電機	3,900	3,500.00	13,650,000
明電舎	2,600	1,689.00	4,391,400
山洋電気	600	4,160.00	2,496,000
東芝テック	1,200	3,140.00	3,768,000
マブチモーター	2,700	3,740.00	10,098,000
日本電産	3,400	14,320.00	48,688,000
ダイヘン	1,200	3,060.00	3,672,000
J V C ケンウッド	7,200	252.00	1,814,400
日新電機	4,700	1,198.00	5,630,600
オムロン	4,700	5,360.00	25,192,000
日東工業	1,700	2,124.00	3,610,800
I D E C	800	1,989.00	1,591,200
ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,400	2,075.00	7,055,000
メルコホールディングス	500	3,050.00	1,525,000
日本電気	6,700	4,410.00	29,547,000
富士通	7,300	7,791.00	56,874,300
沖電気工業	6,000	1,414.00	8,484,000
サンケン電気	900	2,234.00	2,010,600
ルネサスエレクトロニクス	49,600	620.00	30,752,000
セイコーエプソン	17,200	1,753.00	30,151,600
ワコム	4,300	364.00	1,565,200
アルバック	1,400	3,645.00	5,103,000
E I Z O	700	3,995.00	2,796,500
日本信号	2,600	1,236.00	3,213,600

能美防災	1,600	2,336.00	3,737,600	
エレコム	700	3,875.00	2,712,500	
パナソニック	110,000	921.60	101,376,000	
シャープ	7,300	1,356.00	9,898,800	
アンリツ	2,300	1,806.00	4,153,800	
富士通ゼネラル	4,100	1,707.00	6,998,700	
ソニー	28,700	5,866.00	168,354,200	
T D K	4,400	8,450.00	37,180,000	
アルプスアルパイン	6,500	1,882.00	12,233,000	
フォスター電機	1,800	1,614.00	2,905,200	
ホシデン	900	1,223.00	1,100,700	
ヒロセ電機	1,100	11,970.00	13,167,000	
日本航空電子工業	4,600	1,537.00	7,070,200	
マクセルホールディングス	2,600	1,493.00	3,881,800	
横河電機	5,600	2,080.00	11,648,000	
新電元工業	600	3,475.00	2,085,000	
アズビル	3,200	2,634.00	8,428,800	
日本光電工業	1,500	2,935.00	4,402,500	
堀場製作所	1,200	5,660.00	6,792,000	
アドバンテスト	1,900	3,055.00	5,804,500	
キーエンス	900	63,860.00	57,474,000	
シスメックス	2,400	7,346.00	17,630,400	
O B A R A G R O U P	700	3,570.00	2,499,000	
イリソ電子工業	500	5,180.00	2,590,000	
スタンレー電気	4,800	2,640.00	12,672,000	
ウシオ電機	5,200	1,415.00	7,358,000	
カシオ計算機	8,900	1,264.00	11,249,600	
ファナック	5,000	18,925.00	94,625,000	
フクダ電子	600	7,360.00	4,416,000	
エンプラス	800	3,195.00	2,556,000	
ローム	3,300	7,330.00	24,189,000	
浜松ホトニクス	2,100	4,080.00	8,568,000	
新光電気工業	7,600	942.00	7,159,200	
京セラ	9,700	7,092.00	68,792,400	
太陽誘電	3,900	2,145.00	8,365,500	
村田製作所	16,400	4,733.00	77,621,200	
双葉電子工業	1,400	1,423.00	1,992,200	
K O A	1,200	1,382.00	1,658,400	
市光工業	1,400	715.00	1,001,000	
小糸製作所	3,300	5,770.00	19,041,000	
ミツバ	5,100	636.00	3,243,600	
S C R E E Nホールディングス	1,500	5,090.00	7,635,000	

キヤノン電子	2,200	1,937.00	4,261,400	
キヤノン	53,500	3,184.00	170,344,000	
リコー	26,100	1,048.00	27,352,800	
象印マホービン	2,000	1,295.00	2,590,000	
東京エレクトロン	3,900	16,615.00	64,798,500	
トヨタ紡織	8,500	1,439.00	12,231,500	
ユニプレス	3,300	1,785.00	5,890,500	
豊田自動織機	14,100	5,980.00	84,318,000	
モリタホールディングス	1,300	1,869.00	2,429,700	
デンソー	33,900	4,651.00	157,668,900	
東海理化電機製作所	4,900	1,821.00	8,922,900	
三井E&Sホールディングス	5,400	922.00	4,978,800	
川崎重工業	9,700	2,516.00	24,405,200	
三菱ロジスネクスト	2,900	1,152.00	3,340,800	
日産自動車	373,100	774.10	288,816,710	
いすゞ自動車	38,600	1,205.50	46,532,300	
トヨタ自動車	154,000	7,000.00	1,078,000,000	
日野自動車	33,700	856.00	28,847,200	
三菱自動車工業	66,000	498.00	32,868,000	
武蔵精密工業	3,100	1,400.00	4,340,000	
日産車体	5,700	1,067.00	6,081,900	
新明和工業	2,900	1,346.00	3,903,400	
極東開発工業	2,100	1,350.00	2,835,000	
日信工業	4,000	1,481.00	5,924,000	
トピー工業	1,400	2,406.00	3,368,400	
タチエス	1,600	1,370.00	2,192,000	
NOK	11,300	1,657.00	18,724,100	
フタバ産業	5,700	655.00	3,733,500	
KYB	2,300	3,035.00	6,980,500	
大同メタル工業	3,100	664.00	2,058,400	
プレス工業	5,800	486.00	2,818,800	
太平洋工業	2,300	1,559.00	3,585,700	
ケーヒン	3,900	1,503.00	5,861,700	
河西工業	4,400	819.00	3,603,600	
アイシン精機	18,300	3,700.00	67,710,000	
マツダ	42,600	1,113.00	47,413,800	
本田技研工業	113,100	2,836.50	320,808,150	
スズキ	15,000	4,598.00	68,970,000	
SUBARU	44,200	2,715.50	120,025,100	
ヤマハ発動機	17,500	1,876.00	32,830,000	
ショーワ	2,600	1,439.00	3,741,400	
エクセディ	3,100	2,242.00	6,950,200	

ハイレックスコーポレーション	2,700	1,823.00	4,922,100
豊田合成	6,600	2,098.00	13,846,800
愛三工業	5,200	678.00	3,525,600
日本精機	2,900	1,940.00	5,626,000
ヨロズ	2,100	1,392.00	2,923,200
エフ・シー・シー	2,100	2,145.00	4,504,500
シマノ	1,500	15,740.00	23,610,000
テイ・エス テック	3,500	2,962.00	10,367,000
テルモ	8,600	3,230.00	27,778,000
日機装	2,500	1,386.00	3,465,000
島津製作所	4,100	2,733.00	11,205,300
ナカニシ	1,600	2,026.00	3,241,600
東京精密	1,400	2,729.00	3,820,600
ニコン	14,100	1,547.00	21,812,700
トプコン	2,300	1,344.00	3,091,200
オリンパス	17,600	1,201.00	21,137,600
タムロン	1,300	2,213.00	2,876,900
HOYA	5,500	8,233.00	45,281,500
朝日インテック	800	2,762.00	2,209,600
シチズン時計	17,800	556.00	9,896,800
セイコーホールディングス	2,300	2,242.00	5,156,600
ニプロ	5,900	1,229.00	7,251,100
パラマウントベッドホールディングス	800	4,080.00	3,264,000
バンダイナムコホールディングス	4,400	5,790.00	25,476,000
パイロットコーポレーション	700	4,045.00	2,831,500
トッパン・フォームズ	6,300	940.00	5,922,000
フジシールインターナショナル	800	3,390.00	2,712,000
タカラトミー	2,100	1,350.00	2,835,000
大建工業	600	2,162.00	1,297,200
凸版印刷	18,600	1,770.00	32,922,000
大日本印刷	11,400	2,326.00	26,516,400
共同印刷	700	2,863.00	2,004,100
N I S S H A	1,600	1,155.00	1,848,000
アシックス	5,200	1,154.00	6,000,800
ヤマハ	3,300	5,230.00	17,259,000
ピジョン	1,300	4,000.00	5,200,000
リンテック	2,900	2,242.00	6,501,800
任天堂	1,300	41,610.00	54,093,000
三菱鉛筆	1,400	1,703.00	2,384,200
タカラスタANDARD	3,100	1,747.00	5,415,700
コクヨ	3,600	1,512.00	5,443,200
オカムラ	3,500	1,066.00	3,731,000

美津濃	1,000	2,490.00	2,490,000	
東京電力ホールディングス	292,400	540.00	157,896,000	
中部電力	47,400	1,503.50	71,265,900	
関西電力	57,400	1,267.00	72,725,800	
中国電力	20,300	1,344.00	27,283,200	
北陸電力	18,000	773.00	13,914,000	
東北電力	44,500	1,072.00	47,704,000	
四国電力	10,200	993.00	10,128,600	
九州電力	30,600	1,059.00	32,405,400	
北海道電力	21,400	596.00	12,754,400	
沖縄電力	2,900	1,730.00	5,017,000	
電源開発	12,000	2,473.00	29,676,000	
東京瓦斯	21,000	2,634.00	55,314,000	
大阪瓦斯	21,000	1,910.00	40,110,000	
東邦瓦斯	3,100	3,925.00	12,167,500	
北海道瓦斯	1,400	1,485.00	2,079,000	
西部瓦斯	1,800	2,211.00	3,979,800	
静岡ガス	3,700	829.00	3,067,300	
メタウォーター	700	3,560.00	2,492,000	
東武鉄道	6,800	3,130.00	21,284,000	
相鉄ホールディングス	2,600	2,940.00	7,644,000	
東京急行電鉄	16,000	1,944.00	31,104,000	
京浜急行電鉄	6,100	1,852.00	11,297,200	
小田急電鉄	7,400	2,545.00	18,833,000	
京王電鉄	2,300	7,010.00	16,123,000	
京成電鉄	3,700	3,985.00	14,744,500	
東日本旅客鉄道	13,800	10,090.00	139,242,000	
西日本旅客鉄道	6,300	8,873.00	55,899,900	
東海旅客鉄道	6,600	21,710.00	143,286,000	
西武ホールディングス	10,200	1,763.00	17,982,600	
鴻池運輸	2,300	1,727.00	3,972,100	
西日本鉄道	2,700	2,379.00	6,423,300	
ハマキョウレックス	600	3,870.00	2,322,000	
サカイ引越センター	300	6,860.00	2,058,000	
近鉄グループホールディングス	4,200	5,200.00	21,840,000	
阪急阪神ホールディングス	8,700	3,835.00	33,364,500	
南海電気鉄道	3,400	2,632.00	8,948,800	
京阪ホールディングス	2,200	4,625.00	10,175,000	
名古屋鉄道	5,100	3,005.00	15,325,500	
日本通運	3,300	5,760.00	19,008,000	
ヤマトホールディングス	7,500	2,180.50	16,353,750	
山九	1,500	5,740.00	8,610,000	

丸全昭和運輸	800	3,400.00	2,720,000	
センコーグループホールディングス	6,000	879.00	5,274,000	
トナミホールディングス	300	5,790.00	1,737,000	
ニッコンホールディングス	2,700	2,603.00	7,028,100	
福山通運	1,600	4,035.00	6,456,000	
セイノーホールディングス	7,800	1,388.00	10,826,400	
神奈川中央交通	500	3,805.00	1,902,500	
日立物流	2,700	3,420.00	9,234,000	
九州旅客鉄道	2,800	3,135.00	8,778,000	
S Gホールディングス	5,600	3,005.00	16,828,000	
日本郵船	8,200	1,811.00	14,850,200	
商船三井	6,400	2,637.00	16,876,800	
川崎汽船	4,900	1,398.00	6,850,200	
N S ユナイテッド海運	1,500	2,411.00	3,616,500	
飯野海運	7,900	373.00	2,946,700	
日本航空	21,000	3,488.00	73,248,000	
A N Aホールディングス	14,200	3,654.00	51,886,800	
日新	1,100	1,773.00	1,950,300	
三菱倉庫	2,800	3,020.00	8,456,000	
三井倉庫ホールディングス	900	1,571.00	1,413,900	
住友倉庫	4,000	1,411.00	5,644,000	
日本トランスシティ	3,900	515.00	2,008,500	
名港海運	1,800	1,195.00	2,151,000	
上組	4,000	2,560.00	10,240,000	
近鉄エクスプレス	2,600	1,414.00	3,676,400	
N E C ネットエスアイ	2,000	2,762.00	5,524,000	
日鉄ソリューションズ	2,000	3,490.00	6,980,000	
T I S	1,500	5,770.00	8,655,000	
グリー	13,300	515.00	6,849,500	
コーエーテクモホールディングス	3,300	2,022.00	6,672,600	
ネクソン	10,700	1,696.00	18,147,200	
コロプラ	6,200	674.00	4,178,800	
ティーガイア	2,300	2,059.00	4,735,700	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	3,190	2,934.00	9,359,460	
インターネットイニシアティブ	1,100	2,147.00	2,361,700	
L I N E	1,200	3,005.00	3,606,000	
アルテリア・ネットワークス	800	1,248.00	998,400	
フジ・メディア・ホールディングス	12,200	1,496.00	18,251,200	
オービック	1,100	11,840.00	13,024,000	
ヤフー	167,000	328.00	54,776,000	
トレンドマイクロ	3,000	4,780.00	14,340,000	
日本オラクル	2,200	8,880.00	19,536,000	

オービックビジネスコンサルタント	1,000	4,810.00	4,810,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	4,500	2,787.00	12,541,500	
大塚商会	3,400	4,360.00	14,824,000	
電通国際情報サービス	600	3,550.00	2,130,000	
東映アニメーション	500	5,010.00	2,505,000	
デジタルガレージ	300	3,590.00	1,077,000	
WOWOW	1,000	2,665.00	2,665,000	
ネットワンシステムズ	1,200	2,941.00	3,529,200	
エイベックス	2,100	1,410.00	2,961,000	
日本ユニシス	1,800	3,630.00	6,534,000	
兼松エレクトロニクス	800	3,110.00	2,488,000	
東京放送ホールディングス	6,900	1,889.00	13,034,100	
日本テレビホールディングス	12,100	1,673.00	20,243,300	
朝日放送グループホールディングス	2,500	726.00	1,815,000	
テレビ朝日ホールディングス	4,800	1,896.00	9,100,800	
スカパーJ S A Tホールディングス	17,400	435.00	7,569,000	
テレビ東京ホールディングス	1,000	2,345.00	2,345,000	
コネクシオ	2,200	1,393.00	3,064,600	
日本電信電話	98,400	5,148.00	506,563,200	
K D D I	96,200	2,862.50	275,372,500	
ソフトバンク	111,900	1,432.50	160,296,750	
光通信	700	24,250.00	16,975,000	
沖縄セルラー電話	1,100	3,500.00	3,850,000	
N T T ドコモ	139,400	2,588.50	360,836,900	
GMOインターネット	3,300	1,789.00	5,903,700	
K A D O K A W A	2,800	1,423.00	3,984,400	
ゼンリン	700	1,920.00	1,344,000	
松竹	200	12,530.00	2,506,000	
東宝	3,500	4,855.00	16,992,500	
東映	300	15,150.00	4,545,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	29,800	1,464.00	43,627,200	
D T S	1,000	2,282.00	2,282,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,600	3,635.00	9,451,000	
カプコン	1,800	2,240.00	4,032,000	
S C S K	2,700	5,360.00	14,472,000	
T K C	700	4,790.00	3,353,000	
富士ソフト	700	4,910.00	3,437,000	
N S D	1,000	3,305.00	3,305,000	
コナミホールディングス	2,600	4,790.00	12,454,000	
ソフトバンクグループ	69,100	5,191.00	358,698,100	
伊藤忠食品	400	4,725.00	1,890,000	
あらた	600	3,660.00	2,196,000	

双日	64,900	348.00	22,585,200	
アルフレッサ ホールディングス	5,000	2,707.00	13,535,000	
横浜冷凍	1,900	1,049.00	1,993,100	
神戸物産	200	5,640.00	1,128,000	
あい ホールディングス	1,100	1,736.00	1,909,600	
ダイワボウホールディングス	500	5,050.00	2,525,000	
マクニカ・富士エレホールディングス	2,200	1,507.00	3,315,400	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,400	1,034.00	2,481,600	
TOKAIホールディングス	4,900	938.00	4,596,200	
シップヘルスケアホールディングス	1,100	4,930.00	5,423,000	
小野建	1,200	1,420.00	1,704,000	
ナガイレーベン	900	2,363.00	2,126,700	
三菱食品	2,100	2,922.00	6,136,200	
第一興商	1,600	4,855.00	7,768,000	
メディパルホールディングス	6,400	2,402.00	15,372,800	
アズワン	300	9,220.00	2,766,000	
ドウシシャ	1,600	1,704.00	2,726,400	
岡谷鋼機	500	9,600.00	4,800,000	
シークス	1,500	1,349.00	2,023,500	
伊藤忠商事	72,400	2,123.50	153,741,400	
丸紅	108,200	722.00	78,120,400	
長瀬産業	5,400	1,613.00	8,710,200	
蝶理	1,500	1,764.00	2,646,000	
豊田通商	14,700	3,315.00	48,730,500	
兼松	4,000	1,226.00	4,904,000	
三井物産	95,100	1,815.50	172,654,050	
日本紙パルプ商事	700	3,765.00	2,635,500	
日立ハイテクノロジーズ	2,900	5,860.00	16,994,000	
カメイ	3,100	1,156.00	3,583,600	
山善	3,400	1,060.00	3,604,000	
住友商事	65,400	1,657.50	108,400,500	
三菱商事	75,000	2,940.00	220,500,000	
キヤノンマーケティングジャパン	5,400	2,340.00	12,636,000	
三谷商事	800	5,490.00	4,392,000	
ユアサ商事	1,100	3,210.00	3,531,000	
阪和興業	2,300	2,970.00	6,831,000	
菱電商事	1,100	1,640.00	1,804,000	
岩谷産業	2,000	3,825.00	7,650,000	
三愛石油	3,400	1,040.00	3,536,000	
稲畑産業	2,900	1,435.00	4,161,500	
ワキタ	2,500	1,098.00	2,745,000	

東邦ホールディングス	2,500	2,495.00	6,237,500
サンゲツ	2,100	2,049.00	4,302,900
ミツウロコグループホールディングス	3,000	838.00	2,514,000
伊藤忠エネクス	6,500	892.00	5,798,000
サンリオ	2,800	2,370.00	6,636,000
リョーサン	1,000	2,524.00	2,524,000
加賀電子	1,400	1,660.00	2,324,000
PAL TAC	1,300	6,010.00	7,813,000
日鉄物産	1,600	4,515.00	7,224,000
トラスコ中山	1,300	2,268.00	2,948,400
オートバックスセブン	3,100	1,794.00	5,561,400
加藤産業	1,200	3,280.00	3,936,000
イエローハット	2,000	1,429.00	2,858,000
日伝	1,300	1,933.00	2,512,900
因幡電機産業	1,100	4,810.00	5,291,000
ミスミグループ本社	3,100	2,460.00	7,626,000
スズケン	2,300	6,460.00	14,858,000
ジェコス	1,900	1,004.00	1,907,600
ローソン	4,400	5,530.00	24,332,000
サンエー	900	4,585.00	4,126,500
カワチ薬品	1,200	2,024.00	2,428,800
エービーシー・マート	2,100	6,680.00	14,028,000
アスクル	1,400	2,323.00	3,252,200
ゲオホールディングス	2,500	1,517.00	3,792,500
アダストリア	1,800	2,126.00	3,826,800
日本マクドナルドホールディングス	800	4,805.00	3,844,000
パルグループホールディングス	600	3,695.00	2,217,000
エディオン	6,200	1,070.00	6,634,000
セリア	900	2,445.00	2,200,500
ナフコ	2,200	1,470.00	3,234,000
アルペン	1,800	1,592.00	2,865,600
ビックカメラ	4,100	1,120.00	4,592,000
DCMホールディングス	6,000	1,081.00	6,486,000
MonotaRO	400	2,341.00	936,400
J. フロント リテイリング	12,800	1,287.00	16,473,600
ドトール・日レスホールディングス	1,600	2,163.00	3,460,800
マツモトキヨシホールディングス	2,700	3,400.00	9,180,000
ZOZO	3,400	1,831.00	6,225,400
ココカラファイン	700	5,850.00	4,095,000
三越伊勢丹ホールディングス	15,000	897.00	13,455,000
ウエルシアホールディングス	1,400	5,190.00	7,266,000
クリエイトSDホールディングス	1,200	2,564.00	3,076,800

ジョイフル本田	2,800	1,246.00	3,488,800	
すかいらーくホールディングス	6,100	1,941.00	11,840,100	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	4,200	980.00	4,116,000	
日本調剤	600	3,330.00	1,998,000	
コスモス薬品	300	20,600.00	6,180,000	
セブン&アイ・ホールディングス	31,600	3,796.00	119,953,600	
ツルハホールディングス	900	10,920.00	9,828,000	
サンマルクホールディングス	900	2,394.00	2,154,600	
トリドールホールディングス	1,000	2,489.00	2,489,000	
クスリのアオキホールディングス	300	7,600.00	2,280,000	
スシローグローバルホールディングス	400	6,820.00	2,728,000	
L I X I L ビバ	2,700	1,274.00	3,439,800	
ノジマ	1,900	1,799.00	3,418,100	
良品計画	400	19,970.00	7,988,000	
コーナン商事	1,500	2,455.00	3,682,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	1,600	6,900.00	11,040,000	
西松屋チェーン	2,900	880.00	2,552,000	
ゼンショーホールディングス	1,700	2,303.00	3,915,100	
ワークマン	800	5,170.00	4,136,000	
サイゼリヤ	1,400	2,612.00	3,656,800	
VTホールディングス	6,900	428.00	2,953,200	
ユナイテッドアローズ	800	3,275.00	2,620,000	
壺番屋	200	5,010.00	1,002,000	
スギホールディングス	1,500	5,300.00	7,950,000	
ヨンドシーホールディングス	1,000	2,547.00	2,547,000	
ユニー・ファミリーマートホールディングス	7,200	2,548.00	18,345,600	
上新電機	1,200	2,173.00	2,607,600	
日本瓦斯	900	2,809.00	2,528,100	
島忠	2,000	2,492.00	4,984,000	
チヨダ	1,700	1,638.00	2,784,600	
ライフコーポレーション	1,600	2,341.00	3,745,600	
A O K I ホールディングス	4,900	1,062.00	5,203,800	
オークワ	2,000	1,106.00	2,212,000	
コメリ	2,200	2,269.00	4,991,800	
青山商事	3,500	2,094.00	7,329,000	
しまむら	1,500	8,200.00	12,300,000	
高島屋	9,200	1,250.00	11,500,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	6,100	1,263.00	7,704,300	
パルコ	4,300	1,189.00	5,112,700	
丸井グループ	4,400	2,342.00	10,304,800	

アクシアル リテイリング	700	3,995.00	2,796,500	
イオン	27,300	1,887.50	51,528,750	
イズミ	1,800	4,290.00	7,722,000	
平和堂	2,200	2,048.00	4,505,600	
フジ	1,400	1,913.00	2,678,200	
ヤオコー	700	4,950.00	3,465,000	
ゼビオホールディングス	2,500	1,282.00	3,205,000	
ケーズホールディングス	10,900	1,031.00	11,237,900	
A Tグループ	2,800	1,921.00	5,378,800	
アインホールディングス	500	6,480.00	3,240,000	
ヤマダ電機	31,200	495.00	15,444,000	
アークランドサカモト	1,800	1,358.00	2,444,400	
ニトリホールディングス	1,500	14,630.00	21,945,000	
吉野家ホールディングス	1,100	2,194.00	2,413,400	
王将フードサービス	300	6,470.00	1,941,000	
プレナス	1,700	1,810.00	3,077,000	
ミニストップ	1,100	1,554.00	1,709,400	
アークス	2,100	2,207.00	4,634,700	
パローホールディングス	2,000	2,342.00	4,684,000	
ベルク	500	5,380.00	2,690,000	
ファーストリテイリング	700	69,470.00	48,629,000	
サンドラッグ	3,000	3,105.00	9,315,000	
ベルーナ	3,800	724.00	2,751,200	
めぶきフィナンシャルグループ	88,300	280.00	24,724,000	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	6,100	1,593.00	9,717,300	
九州フィナンシャルグループ	47,400	443.00	20,998,200	
ゆうちょ銀行	23,000	1,089.00	25,047,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	94,000	415.00	39,010,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	15,000	803.00	12,045,000	
関西みらいフィナンシャルグループ	16,100	726.00	11,688,600	
三十三フィナンシャルグループ	3,800	1,560.00	5,928,000	
第四北越フィナンシャルグループ	2,700	2,821.00	7,616,700	
新生銀行	13,600	1,675.00	22,780,000	
あおぞら銀行	10,900	2,577.00	28,089,300	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,003,800	522.90	524,887,020	
りそなホールディングス	203,300	455.00	92,501,500	
三井住友トラスト・ホールディングス	21,500	3,919.00	84,258,500	
三井住友フィナンシャルグループ	102,400	3,824.00	391,577,600	
千葉銀行	44,300	547.00	24,232,100	

群馬銀行	32,600	387.00	12,616,200	
武蔵野銀行	2,900	2,122.00	6,153,800	
千葉興業銀行	11,500	268.00	3,082,000	
筑波銀行	11,500	172.00	1,978,000	
七十七銀行	6,300	1,601.00	10,086,300	
青森銀行	1,300	2,738.00	3,559,400	
秋田銀行	1,900	2,068.00	3,929,200	
山形銀行	2,000	1,713.00	3,426,000	
岩手銀行	1,500	2,900.00	4,350,000	
東邦銀行	19,300	272.00	5,249,600	
みちのく銀行	1,400	1,730.00	2,422,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	11,100	2,009.00	22,299,900	
静岡銀行	32,500	816.00	26,520,000	
十六銀行	4,000	2,401.00	9,604,000	
スルガ銀行	14,100	421.00	5,936,100	
八十二銀行	41,800	452.00	18,893,600	
山梨中央銀行	3,800	1,169.00	4,442,200	
大垣共立銀行	3,400	2,481.00	8,435,400	
福井銀行	2,000	1,489.00	2,978,000	
北國銀行	2,000	3,005.00	6,010,000	
清水銀行	1,200	1,878.00	2,253,600	
滋賀銀行	3,600	2,533.00	9,118,800	
南都銀行	3,300	2,412.00	7,959,600	
百五銀行	21,500	337.00	7,245,500	
京都銀行	3,800	4,175.00	15,865,000	
紀陽銀行	4,600	1,460.00	6,716,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	14,300	1,154.00	16,502,200	
広島銀行	24,800	540.00	13,392,000	
山陰合同銀行	10,700	706.00	7,554,200	
中国銀行	13,800	990.00	13,662,000	
伊予銀行	24,900	572.00	14,242,800	
百十四銀行	2,900	2,288.00	6,635,200	
四国銀行	4,100	960.00	3,936,000	
阿波銀行	2,300	2,631.00	6,051,300	
大分銀行	1,500	3,140.00	4,710,000	
宮崎銀行	1,700	2,598.00	4,416,600	
佐賀銀行	1,800	1,616.00	2,908,800	
沖縄銀行	1,200	3,515.00	4,218,000	
琉球銀行	3,500	1,173.00	4,105,500	
セブン銀行	43,600	290.00	12,644,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,930,500	158.60	306,177,300	
山口フィナンシャルグループ	16,600	776.00	12,881,600	

名古屋銀行	1,500	3,495.00	5,242,500	
北洋銀行	50,400	260.00	13,104,000	
愛知銀行	1,200	3,800.00	4,560,000	
中京銀行	1,200	2,244.00	2,692,800	
大光銀行	1,100	1,790.00	1,969,000	
愛媛銀行	3,200	1,088.00	3,481,600	
京葉銀行	12,800	664.00	8,499,200	
栃木銀行	19,300	181.00	3,493,300	
東和銀行	6,600	724.00	4,778,400	
トモニホールディングス	15,500	369.00	5,719,500	
フィデアホールディングス	25,200	118.00	2,973,600	
池田泉州ホールディングス	30,800	204.00	6,283,200	
F P G	1,900	932.00	1,770,800	
S B I ホールディングス	7,300	2,724.00	19,885,200	
ジャフコ	1,900	4,105.00	7,799,500	
大和証券グループ本社	207,600	475.00	98,610,000	
岡三証券グループ	13,900	406.00	5,643,400	
丸三証券	4,000	570.00	2,280,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	19,300	322.00	6,214,600	
いちよし証券	2,800	761.00	2,130,800	
松井証券	8,000	1,021.00	8,168,000	
マネックスグループ	8,500	359.00	3,051,500	
極東証券	2,400	919.00	2,205,600	
岩井コスモホールディングス	1,800	1,181.00	2,125,800	
かんば生命保険	11,500	1,768.00	20,332,000	
SOMPOホールディングス	15,200	4,380.00	66,576,000	
MS & A D インシュアランスグループホール	27,200	3,564.00	96,940,800	
ソニーフィナンシャルホールディングス	10,700	2,591.00	27,723,700	
第一生命ホールディングス	65,300	1,632.50	106,602,250	
東京海上ホールディングス	26,500	5,658.00	149,937,000	
T & D ホールディングス	31,600	1,195.00	37,762,000	
全国保証	1,500	4,305.00	6,457,500	
アルヒ	1,000	2,007.00	2,007,000	
クレディセゾン	9,300	1,303.00	12,117,900	
芙蓉総合リース	1,200	6,390.00	7,668,000	
興銀リース	1,800	2,730.00	4,914,000	
東京センチュリー	2,900	4,635.00	13,441,500	
Jトラスト	6,600	492.00	3,247,200	
日本証券金融	23,900	566.00	13,527,400	
リコーリース	1,300	3,355.00	4,361,500	

イオンフィナンシャルサービス	9,200	1,752.00	16,118,400	
アコム	17,900	385.00	6,891,500	
ジャックス	2,600	2,186.00	5,683,600	
オリエントコーポレーション	76,200	121.00	9,220,200	
日立キャピタル	5,900	2,347.00	13,847,300	
アプラスフィナンシャル	35,100	74.00	2,597,400	
オリックス	78,900	1,664.50	131,329,050	
三菱UFJリース	69,100	595.00	41,114,500	
日本取引所グループ	11,600	1,721.00	19,963,600	
NECキャピタルソリューション	1,400	1,976.00	2,766,400	
いちご	8,300	398.00	3,303,400	
ヒューリック	18,000	912.00	16,416,000	
サムティ	700	1,638.00	1,146,600	
プレサンスコーポレーション	1,900	1,622.00	3,081,800	
ユニゾホールディングス	1,700	3,500.00	5,950,000	
オープンハウス	800	4,650.00	3,720,000	
東急不動産ホールディングス	24,500	651.00	15,949,500	
飯田グループホールディングス	12,100	1,807.00	21,864,700	
パーク24	3,500	2,488.00	8,708,000	
三井不動産	24,700	2,543.00	62,812,100	
三菱地所	31,700	2,032.50	64,430,250	
平和不動産	1,700	2,327.00	3,955,900	
東京建物	8,900	1,324.00	11,783,600	
ダイビル	4,200	1,055.00	4,431,000	
京阪神ビルディング	1,000	1,026.00	1,026,000	
住友不動産	10,200	3,967.00	40,463,400	
テオオーシー	4,200	700.00	2,940,000	
レオパレス21	28,800	240.00	6,912,000	
スターツコーポレーション	2,100	2,656.00	5,577,600	
ゴールドクレスト	2,100	2,011.00	4,223,100	
タカラレーベン	7,500	398.00	2,985,000	
イオンモール	8,900	1,732.00	15,414,800	
サンフロンティア不動産	900	1,128.00	1,015,200	
日本空港ビルデング	1,200	4,200.00	5,040,000	
ミクシィ	5,700	2,121.00	12,089,700	
日本M&Aセンター	800	2,705.00	2,164,000	
パーソルホールディングス	3,600	2,552.00	9,187,200	
総合警備保障	2,000	4,980.00	9,960,000	
カカクコム	2,800	2,241.00	6,274,800	
ディップ	600	1,940.00	1,164,000	
エムスリー	3,200	1,946.00	6,227,200	
ディー・エヌ・エー	4,100	2,229.00	9,138,900	

	博報堂DYホールディングス	7,800	1,768.00	13,790,400	
	ぐるなび	2,800	639.00	1,789,200	
	ケネディクス	4,400	565.00	2,486,000	
	電通	10,900	3,755.00	40,929,500	
	みらかホールディングス	2,600	2,468.00	6,416,800	
	オリエンタルランド	2,400	13,860.00	33,264,000	
	ダスキン	1,700	2,980.00	5,066,000	
	ラウンドワン	2,700	1,550.00	4,185,000	
	リゾートトラスト	4,300	1,618.00	6,957,400	
	ビー・エム・エル	900	3,020.00	2,718,000	
	りらいあコミュニケーションズ	2,800	1,286.00	3,600,800	
	ユー・エス・エス	6,700	2,174.00	14,565,800	
	サイバーエージェント	1,700	3,880.00	6,596,000	
	楽天	22,300	1,174.00	26,180,200	
	エン・ジャパン	200	4,570.00	914,000	
	テクノプロ・ホールディングス	600	6,170.00	3,702,000	
	リクルートホールディングス	15,100	3,553.00	53,650,300	
	日本郵政	71,200	1,146.00	81,595,200	
	ベルシステム24ホールディングス	7,800	1,598.00	12,464,400	
	リログループ	1,000	2,854.00	2,854,000	
	エイチ・アイ・エス	1,000	2,601.00	2,601,000	
	共立メンテナンス	600	4,740.00	2,844,000	
	東京都競馬	600	3,210.00	1,926,000	
	カナモト	1,700	2,819.00	4,792,300	
	東京ドーム	4,400	1,010.00	4,444,000	
	西尾レントオール	1,000	3,070.00	3,070,000	
	帝国ホテル	1,000	1,993.00	1,993,000	
	トランス・コスモス	1,600	2,385.00	3,816,000	
	乃村工藝社	800	1,421.00	1,136,800	
	トーカイ	800	2,275.00	1,820,000	
	セコム	5,400	8,885.00	47,979,000	
	メイテック	800	5,590.00	4,472,000	
	ベネッセホールディングス	3,200	2,504.00	8,012,800	
	イオンディライト	1,200	3,170.00	3,804,000	
	ニチイ学館	1,400	1,683.00	2,356,200	
	ダイセキ	900	2,600.00	2,340,000	
	小計 銘柄数：993			18,975,783,040	
	組入時価比率：99.1%			100.0%	
合計				18,975,783,040	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2019年7月16日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村RAFI（R）日本株投信

2019年8月30日現在

I 資産総額	2,092,726,389円
II 負債総額	2,886,937円
III 純資産総額（I－II）	2,089,839,452円
IV 発行済口数	1,913,244,589口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0923円

（参考）野村RAFI（R）日本株投信マザーファンド

2019年8月30日現在

I 資産総額	18,247,742,448円
II 負債総額	700,162円
III 純資産総額（I－II）	18,247,042,286円
IV 発行済口数	13,967,522,168口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3064円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人

の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

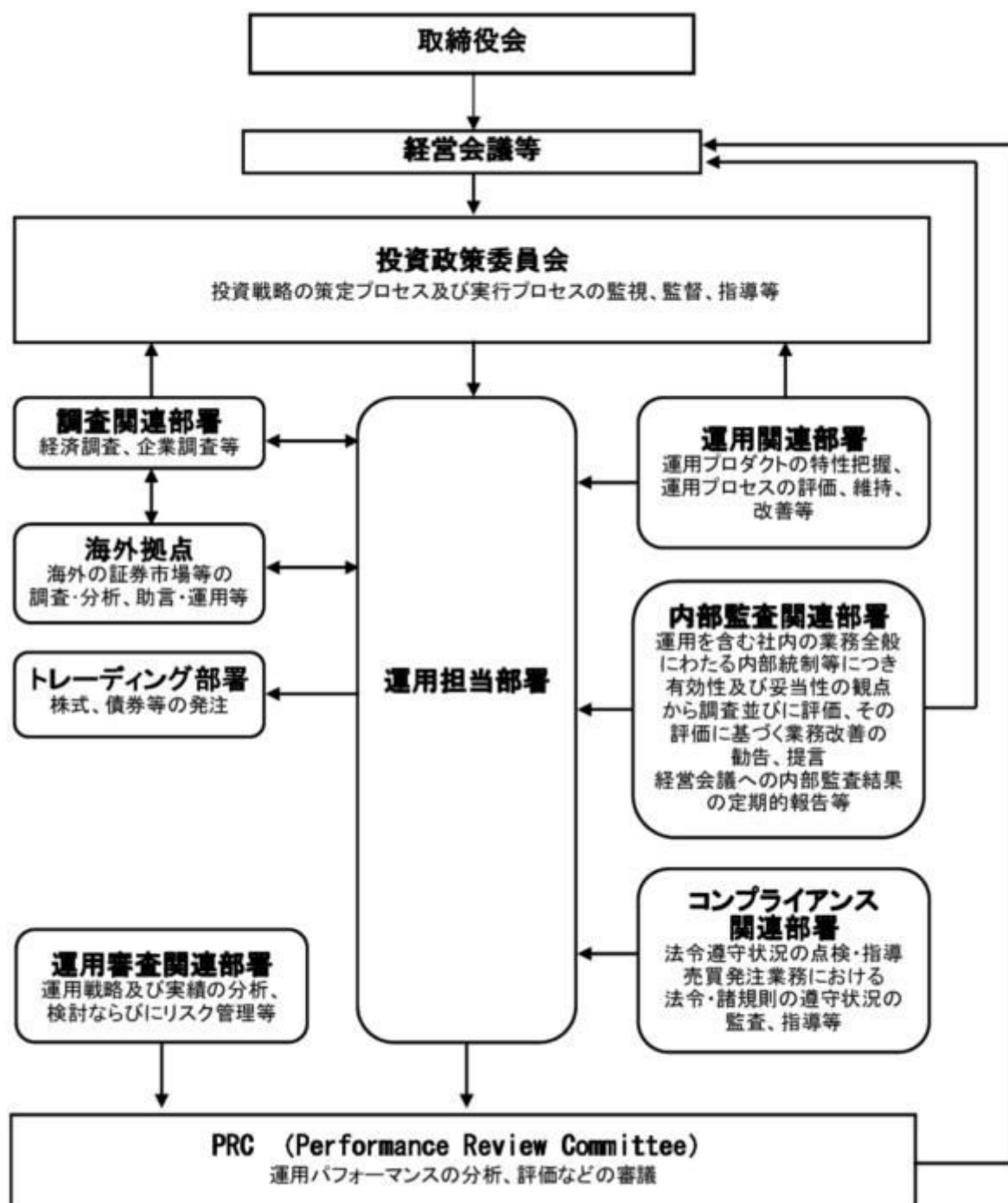
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,018	27,940,707
単位型株式投資信託	174	962,835
追加型公社債投資信託	14	5,228,131
単位型公社債投資信託	428	1,734,227
合計	1,634	35,865,901

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		△15	△15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			
有形固定資産		874	714
建物	※ 2	348	320
器具備品	※ 2	525	393
無形固定資産		7,157	6,438

ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※ 1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※ 1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33

その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,907	119,196
運用受託報酬		26,200	21,440
その他営業収益		338	355
営業収益計		142,447	140,992
営業費用			
支払手数料		45,252	42,675
広告宣伝費		1,079	1,210
公告費		0	0
調査費		30,516	30,082
調査費		5,830	5,998
委託調査費		24,685	24,083
委託計算費		1,376	1,311
営業雑経費		5,464	5,435
通信費		125	92
印刷費		966	970
協会費		79	86
諸経費		4,293	4,286
営業費用計		83,689	80,715
一般管理費			
給料		11,716	11,113
役員報酬		425	379
給料・手当		6,856	7,067
賞与		4,433	3,666
交際費		132	107
旅費交通費		482	514
租税公課		1,107	1,048
不動産賃借料		1,221	1,223
退職給付費用		1,110	1,474
固定資産減価償却費		2,706	2,835
諸経費		9,131	10,115
一般管理費計		27,609	28,433
営業利益		31,148	31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※ 3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※ 2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。								

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	---

【 未適用の会計基準等 】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【 表示方法の変更に関する注記 】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
※ 2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2019年7月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
----------	-----------	---------------------------------

＊2019年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 4月10日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年 4月10日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年9月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村RAFI(R)日本株投信の2019年1月16日から2019年7月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村RAFI(R)日本株投信の2019年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。